# とちぎの元気な森づくりポータルサイト (仮称) 制作及びとちぎの元気な森づくりデジタ ルプロモーション業務委託公募型プロポーザル実施要領

#### 1 事業の趣旨・目的

栃木県は、県土面積の約 54%を森林が占め、その豊かな森林は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の公益的機能や木材生産機能の発揮を通じ、私たちに様々な恩恵を もたらしている。

栃木県では、こうした大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を 次の世代に引き継いでいくために、とちぎの元気な森づくり県民税及び国の森林環境譲与 税(以下、「両税」という。)を活用し、森林の整備等を進めてきた。

しかし、森林の現状や森林の持つ公益的機能、両税の取組等に関し、一括して効率的に分かりやすく掲載しているページがなく、県民及び事業者が必要な情報を探しにくいという課題がある。

また、これまでテレビ・新聞等を活用した普及啓発事業を実施してきたが、両税の取組に 対する認知度が 20~30 代の若年層を中心に低いという課題がある。

そこで、県民及び事業者が両税の取組等に関する情報を、一括して効率的に分かりやすく 入手できる環境を整えること及び若年層への普及啓発を目的に、とちぎの元気な森づくり ポータルサイト (仮称) の制作及びデジタルプロモーションを行う。

#### 2 業務概要

(1) 業務名

とちぎの元気な森づくりポータルサイト (仮称) 制作及びとちぎの元気な森づくりデ ジタルプロモーション業務

(2) 業務内容

別添1「とちぎの元気な森づくりポータルサイト(仮称)制作及びとちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8(2026)年3月31日(火)まで

(4) 委託料上限額

8,853,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県環境森林部環境森林政策課電話 028-623-3302 FAX 028-623-3259

電子メール kankvo-shinrin@pref. tochigi. lg. ip

# 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しな

いこと。

- (2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止 等措置要領(平成22年3月12日付会計第129号)に基づく指名停止中でない者で あること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社 更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破 産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われて いる者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

# 4 プロポーザル実施の手続

- (1) 実施スケジュール
  - (ア)実施要領等の公表 令和7(2025)年5月12日(月)
  - (イ)実施内容等に関する質問受付期限 令和7(2025)年5月19日(月)17時必着
  - (ウ)質問に対する回答 令和7(2025)年5月23日(金)
  - (エ)参加表明書・企画提案書の提出期限 令和 7 (2025)年 5 月 28 日 (水) 17 時必着
  - (才)書類審査 令和7(2025)年5月29日(木)~6月5日(木)予定
  - (カ)選定結果の通知・公表 令和7(2025)年6月9日(月)
- (2) 実施要領等の配布
  - (ア)配布期間: 令和7(2025)年5月12日(月)~5月28日(水) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
  - (イ)配布場所

2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ(入札・公売)からダウンロードできる。

%URL(https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html)

(3) 質疑·回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により電子メール又はFAXにより提出すること。

- (ア)受付期間:公募開始日~令和7(2025)年5月19日(月)17時必着
- (イ) 質疑方法: 電子メール又は FAX により、2(5) に提出すること。
- (ウ)回答期日:令和7(2025)年5月23日(金)
- (エ)回答方法:回答は栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

# (4) 参加表明書の提出

応募者は、参加表明書(別記様式2)、確認書(別記様式3)を提出すること。

- (ア)提出期限:令和7(2025)年5月28日(水)17時必着※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- (イ)提出場所: 2(5)
- (ウ)提出方法:持参(平日の9時~17時まで)又は郵送(書留郵便に限る。) ※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7(2025)年5月30日(金)17時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

#### (5) 企画提案書の提出

応募者は、仕様書及び以下のア〜オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

- ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。また、カラー印刷とすること。
- イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順 序は任意とする。
  - (ア)企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)
  - (イ) 実施計画及び全体のスケジュール
  - (ウ)業務遂行人員体制
  - (エ)類似業務の実績
  - (オ) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること。)
- ウ 企画提案書は1者1提案とする。
- エ 企画提案書の提出部数は、6部(正本1部、副本5部)とする。 なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。
- オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。 なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、 企画提案書の見積額と整合させること。
- (6) 企画提案書等提出書類の取扱い
  - ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
  - イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
  - ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例 (平成 11 年栃木県条例 32 号) に基づく公文書 開示請求の対象となる。
  - エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
  - オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
  - カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみ

なす。

- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費 等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合 がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される 第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

#### 5 審査方法等

(1)評価基準

別添2「評価基準」のとおり

(2)審査方法

企画提案書について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採点等) を聴取し評価を行う。

- (3) 契約候補者の選定方法
  - ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。
  - イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者 として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積 書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定 する。
  - ウ 参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断 する
  - エ 上記に関わらず、平均点が70点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

# 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ(入札・公売)に公表するとともに、担当所属において閲覧に供す

るものとする。

# 【公表事項】

- (1)契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由
- (2)(1)以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点 ※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

# 7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を 行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

# 附則

この要領は、令和7 (2025)年5月12日から施行し、委託業務の契約を締結した翌日にその効力を失う。